

居合道における
日本刀及び模擬刀の
取扱要領

全日本剣道連盟

ま え が き

居合道は、日本刀や模擬刀を使用して日常の稽古を通じ己の心身を鍛錬するものです。

手にする日本刀（模擬刀）は、各人が日頃より十分な点検を行うことは勿論のこと、取扱いにおいても危害発生を未然に予防する等の細心なる心構えが必要であります。

特に集団による稽古の実施にあたっては、ひとりの日本刀（模擬刀）の点検不十分または取扱い不備により、重大なる事故に繋がる、ということが予測され極めて危険な状況を招きます。

このたび居合道委員会において、このような点検ならびに取扱いでの安全管理に関するマニュアルとして、「居合道における日本刀及び模擬刀の取扱要領」が作成されました。

この安全管理に関する取扱要領を十分理解することにより、日常または定期的な点検の励行となり、自らの不注意による居合道での稽古をはじめ講習会・大会・審査会等での事故は解消されるものです。

またこの取扱要領により日本刀（模擬刀）の構造を更に理解し取扱いにも留意のうえ、居合道を修練する人達は、日頃より安全管理に心掛け、ますます居合道の発展と普及に努めていただくことを祈念するものであります。

平成15年6月18日 財団法人 全日本剣道連盟
居合道委員会
委員長 児嶋 克

目 次

1. 概 要	3
2. 日本刀に関する規制等	4
(1) 日本刀の登録と所持等に関する規制について	4
(2) 模擬刀の携帯等に関する規制について	6
(3) 各都道府県の大会における模擬刀の使用について	8
3. 居合道における模擬刀安全使用要領	9
(1) 模擬刀（居合刀を含む）の性質と位置づけ	9
(2) 過去に発生した原因別事故	9
(3) 安全に使用するための取扱い	9
4. 模擬刀使用における危害予防（模擬刀使用マニュアル）	11
(1) 点検の方法	11
ア 外観目視点検	11
イ 内部分解点検	12
(2) 刀身の組込	12
ア 使用備品、小物類について	14
イ 目釘孔合せ	14
ウ 目釘について	14
エ 目釘の挿入	14
(3) 点検周期について	14
ア 外観目視点検	14
イ 分解による内部点検	14

居合道における日本刀及び模擬刀の取扱要領

1. 概 要

日本刀は、昔から靈器と崇められ、武士の魂とされてきた。居合道は、原則として日本刀で稽古する。全日本剣道連盟の居合道試合にあっても、鍛錬され十分な品位を備えた日本刀すなわち「真剣」を使用する旨定められている。

他方、模擬刀は、日本刀の模造品であり、居合道や剣道形の稽古のほか、広く剣舞や装飾用等でも使用される。専門業者が専ら居合道の稽古用として材質や安全面に配意して製作した模擬刀を、専ら装飾用等に製作した模擬刀と区別し「居合刀」という。

初心の段階から日本刀を使用する者もいるが、居合道四段くらいまでは、居合刀を使用する例が多いと思われる。居合刀を使用すれば、怪我等の心配がなく複雑困難な技も伸び伸びと習得できよう。また、日本刀は高価で買い換えることも容易でなく、初めて購入する場合には、選別等で慎重にならざるを得ないが、それまで使用していた居合刀の重量、長さ、反り等を参考にできる利点もある。

居合道では、通例、日本刀又は居合刀を使用して形の稽古を行うが、日本刀は銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という）が定める「刀」すなわち「刀剣類」に、居合刀は法が定める「模造刀剣類」に各該当する。法の目的は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防止に必要な規制について定めることにあり（法1条）、法に違反する行為は処罰される。

居合道の称号及び段位は、「剣の理法の修錬による人間形成の道である」との剣道の理念に基づき、居合道の奨励及びその向上に資することを目的として定められている。人間形成の道を志し修錬する居合道人としては、万一にも違法行為に及ぶことのないよう、あらかじめ日本刀はもとより居合刀を含む模擬刀全般に関する規制や取扱いの本旨について正しく理解しておくことが望ましい。鋭利な武器である日本刀の使用に際し、人身事故を起こすことのないよう、平素から目釘や鯉口の状況によく心を配ることは当然であり、居合道人の嗜みであろう。

最近、「折り返し鍛錬法」によることなくステンレスや鋼を型抜きしただけで、美術品として価値がないものの、外見上は刃紋等も備え日本刀に著しく類似する形態を有する物を国外で見かける。このような「偽日本刀」とも呼ぶべき物は、居合道稽古等で使用すれば安全面等に問題がある上、我が国では「刀剣類」に該

当する可能性がある一方、所持を合法化する登録や許可も得がたいと思われ、全日本剣道連盟の試合はもとより稽古においても使用すべきではないと考える。日本刀及び模擬刀（居合刀を含む）に関する規制等については、後記のとおり詳細に定められており、法令順守、安全確保等の観点から、居合道人は、試合、稽古等に際し、登録（例外的に許可）を受けた日本刀又は一般に市販されている居合刀のいずれかに限り使用することをもって本則とすべきものとする。当該日本刀及び居合刀の使用は、正当な理由が認められ、もとより合法である。

2. 日本刀に関する規制等

(1) 日本刀の登録と所持等に関する規制等について

日本刀は、「刀剣類」のうち「刀」に該当し、「刀剣類」として法の規制を受ける。

(刀剣類等)

「刀剣類」とは、刃渡り15センチメートル以上の刀、刃渡り5.5センチメートル以上の剣等をいう（法2条2項）。「刀」「剣」それ自体の定義は、法に定められておらず、社会通念上それぞれの類型にあてはまる形態及び実質を備える物をいう。刀剣類の実質は、鉄と炭素を基本とする合金で作られ（以下「鋼質性」という）、刃付けされた物又は少許の加工又は改造（研ま）で刃付け可能な物であって、本来、殺傷用具としての機能を有するものであることとされ（以下「武器性」という）、鋼質性及び武器性が「刀剣類」と「模造刀剣類」とを区別する重要な要素である。鉄及び鉄合金は、特別な例外を除き、磁石に強く吸い付けられる特性があり、磁石に強く吸い付けられる金属であって casting 物でないものは、おおむね鋼質性があると見られよう。

「刀」とは、社会通念上、通常つば及び柄をつけて用いる片刃（先端が諸刃となっているものを含む）の物で、鋼質性及び武器性を有するものをいい、「剣」とは、先端部が著しく鋭く柄をつけて用いる左右均整の諸刃の物で、鋼質性及び武器性を有するものをいう。

「刃渡り」とは、棟区と切先とを直線で計ったものをいう。居合道で使用する真剣たる日本刀は、刃渡り15センチメートル以上であり、「刀剣類」に該当する。いわゆる刃引であっても、刀剣類の実質たる鋼質性及び武器性を備えている限り、「刃物」「模造刀剣類」ではなく「刀剣類」に該当し、厳しい規制を受けるので、注意を要する。

[日本刀] = 鋼質性・武器性

刃付けされているもの	→ 「刀剣類」
少許の加工等で刃付け可能なもの（刃引）	→ 「刀剣類」
刃付け不可能なもの（極めて例外）	→ 「模造刀剣類」

（日本刀の登録等）

都道府県の教育委員会は、美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとされ（法14条1項）、当該登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない（法15条1項）。登録を受けた日本刀（以下「登録刀」という）につき、譲り受け、若しくは相続により取得し、又は貸付け若しくは保管の委託をした者は、20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合には、当該届出を要しない（法17条1項・2項）。「登録刀」につき、譲り渡し、貸し付け、若しくは保管を委託し、又は他人をして運送させる者は、登録証とともにしなければならない。これを譲り受け、借り受け、又は保管の委託を受ける者も、同様である（法18条1項・2項）。

なお、所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められる「刀」を所持しようとする者等が、当該「刀」ごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けた場合（法4条1項7号等）には、当該許可を受けた者が、居合道の稽古や試合等の際し、当該許可を受けた「刀」（以下「許可刀」という）を所持することも許されようが（法3条1項3号）、許可刀の使用例は多くないといわれる。

（日本刀の所持等）

「登録刀」を所持する場合や「許可刀」を当該許可を受けた者が所持する場合等を除き、日本刀の所持は、原則として禁止される（法3条1項3号・6号等）。これに違反して登録を受けない刀（以下「無登録刀」という）や許可を受けない刀（以下「無許可刀」という）を所持した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法31条の16・1項1号）。

「無登録刀」「無許可刀」は、携帯はもとより自宅保管も許されない。刀剣類を発見し、又は拾得した者は、すみやかにその旨をもよりの警察署に届け出なければならない（法23条）、これに違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる

(法35条2号)。古い自宅の改築、物置や倉庫の整理、実家の遺産相続等の際に、「無登録刀」「無許可刀」を発見した場合は、すみやかに警察署に届け出なければならない。

ところで、「携帯」とは、人が現に携え持っていることをいい、「使用」も含む。「所持」は「携帯」より広い概念であって、人が物を事実上支配していることをいい、家屋内に保管している場合等も含む。「登録刀」「許可刀」を所持する者も、当該所持の態様につき制限を受けており、正当な理由がある場合を除いては携帯又は運搬（以下「携帯等」という）をしてはならない（法21条、14条1項、10条）。これに違反した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法31条の18・2号）。また、「登録刀」「許可刀」の携帯等をする者は、当該刀剣類に係る登録証又は許可証を常に携帯していなければならない（法24条1項）、これに違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる（法35条2号）。

居合道の稽古や試合等の際し、「登録刀」の携帯等をする場合には、当然のことながら正当な理由があると認められ、当該携帯等は許される。「許可刀」につき、当該許可を受けた者が携帯等をする場合も同様である。その際、登録証又は許可証を常に携帯することを忘れてはならない。

(2) 模造刀の携帯等に関する規制等について

居合刀を含む模造刀（模造刀ともいう）は、「刀剣類」ではなく「模造刀剣類」として規制を受ける。稀であろうが、「刃物」に該当する場合、これを敢えて稽古等で使用すれば、重大な人身事故につながりかねない。さらに「模造刀剣類」ではなく「刃物」として、より厳しい規制を受けると思われ、決して居合道の稽古、試合等の際し、携帯してはならない。

(模造刀剣類)

「模造刀剣類」とは、金属（亜鉛合金、ジュラルミン等の非鉄金属）で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう（法22条の4）。「刀剣類」はもとより後記「刃物」に該当する物は、いずれも「模造刀剣類」に該当しない。

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、「模造刀剣類」を携帯してはならず（法22条の4）、これに違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる（法35条2号）。

(刃物)

「刃物」とは、鋼又はこれと同等程度の物理的性能（硬さ及び曲げ強さ）を有する材質（セラミック等）で作られ、かつ、片刃又は両刃の物であって、その用

法において人を殺傷する性能を有するものをいう。「刀剣類」に該当する物は、「刃物」に該当しない。「刃物」は、包丁、家庭用ナイフ等をいうのであって、「刀剣類」と異なり、本来、殺傷の用途に供されるものではない（非武器性）。

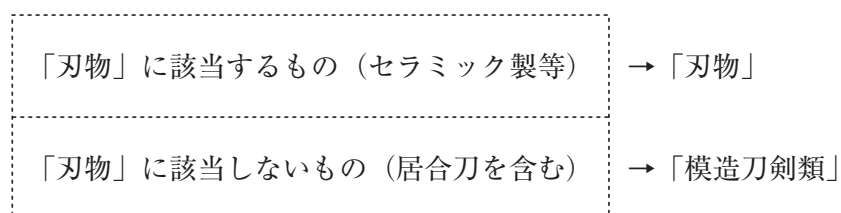
何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが6センチメートルを超える刃物を携帯してはならず（法22条）、これに違反した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法31条の18・3号）。

[刃物] = 非刀剣類（非武器性）

鋼質性又は同等程度の材質（セラミック）

[模擬刀] = 非刀剣類・非刃物

非鋼質性・金属（亜鉛合金等の非鉄金属）



（居合刀の携帯等）

居合刀は、「刀剣類」「刃物」に該当せず、「模造刀剣類」に該当する。前記のとおり、正当な理由による場合を除いては、「模造刀剣類」を携帯してはならないとされているが、居合道の稽古、試合等の際し、居合刀を携帯する場合には、当然のことながら正当な理由があると認められ、当該携帯は許される。

居合刀は、主に亜鉛合金、ジュラルミン等の非鉄金属を原材料として作られ（非鋼質性）、刃付けされていない形状や非鋼質性等から見て、本来、殺傷用具としての機能を有しておらず、かつ、その用法において人を殺傷する性能も十分有していない（非武器性）と認められる。居合刀は、専門の製作業者が長年にわたって多数製作販売し、居合道の稽古等に使用されてきた実績があり、「居合刀」「居合道の練習可能」等の表示があれば、鏢、目釘その他一切の金具が完全に装着され、稽古等に使用できるものとして購入することとなろう。ただし、製造方法によって折れにくい模擬刀の製作も可能とされているものの、強い力を加えたり、激しく打ち合わせれば、折れたり曲がったりする危険があるので、十分注意する必要がある。

他方、「居合刀」との表示のない玩具の模擬刀や専門業者以外の者が製作した居合刀紛いの模擬刀は、材質や安全面等に疑問なしとしないので、稽古等には使用すべきではないと思われる。取り分け、前記「偽日本刀」に至っては、これを

居合道の稽古等に使用した場合、折り返し鍛錬された日本刀と比べて強度が劣ること等から折損等の危険性が格段に高い上、刃があるときなど重大な人身事故を惹起しかねない。「偽日本刀」は、一般に無登録又は無許可の「刀剣類」に該当し、「模造刀剣類」の場合より更に重い処罰を受けかねず、当該携帯に「正当な理由」が認定されること自体も予想し難いように思われ、居合道修錬に「偽日本刀」を使用してはならない。

なお、日本刀はもとより居合刀であっても、携帯開始の当初においては、稽古等のため正当な理由によると認められる場合でも、別の用件で帰宅せず、これを携帯したまま通常の帰宅経路から大きく離れるなどした結果、もはや正当な理由によると認められないときもあり得ると思われる、留意を要する。

(3) 各都道府県の大会における模擬刀の使用について

全日本剣道連盟居合道試合・審判規則第3条に「使用する刀は、真剣とする。」と規定し、細則第2条には「日本刀は鍛錬したもので、充分品位を備えたものとする…」と規定され、全国各都道府県から選出された代表剣士による「全日本居合道大会」は真剣による試合で、誠に意義深いものがあります。

この規定は全国の各都道府県で開催される居合道大会の試合も真剣を使用して行わなければならないと規定されたものではありません。

居合道試合・審判規則、審判細則、付2「居合道試合・審判規則の改正と運用上の要点」の「居合道試合・審判運営要領」1に「この要領は、試合運営の適正を図るために全剣連が行う試合の一般的な基準として作成したものであり、別に大会で要領を決めることを拘束する趣旨のものではない。」と明記されています。

現状ではほとんど初心者・段外から四段までの方が模擬刀を使用しています。従って、全国各都道府県の居合道大会では、主催者側も出場者側も、高段者以外の試合等では、模擬刀を使用しても良いと云うことは、従来の慣習により容認しているものであって、全国各都道府県で、居合道大会の大会要項に、「模擬刀の使用を認める。」旨の記載が無くても、全員が模擬刀の使用は認めているものであると解し、また、試合開始にあたり、「本日の大会は、全日本剣道連盟居合道試合・審判規則及び細則に則り（または準じ）行います。」等と宣言し、「模擬刀の使用を認める。」旨を宣言しなくても、暗黙のうちにこのことはすべて了解されているもので、四段以下等に対する模擬刀の使用等を容認しているのです。

3. 居合道における模擬刀安全使用要領

(1) 模擬刀（居合刀を含む）の性質と位置づけ

日本刀＝刀剣類。登録証又は許可証が必要。

鋼質性・武器性という刀剣類の実質を有し、高価。

模擬刀（居合刀を含む）＝模造刀剣類。登録証又は許可証は不要。

刀剣類たる刀の模造品。刀剣類の実質がなく、強度的に弱く過大な力を加えると、曲がったり折損しかねない。素材は、非鉄合金（亜鉛合金等）で、廉価。

(2) 過去に発生した原因別事故

ア 材料の経年劣化によるもの（金属疲労）

長期使用により、その際生ずる振動などによって材質的に劣化が進み、亀裂の発生、刀身の強度低下を招きその原因による刀身の折損。

イ 設計強度以上の力を加えた場合

使用中床を強打した場合、鏝元または刀身中半から、または組太刀等直接刀身に部分的に力を加えた場合の刀身折損。

ウ 組付不良に起因するもの

- ・目釘の装着不良による脱落、入れ忘れによる刀身の抜け落ち。
- ・茎と柄木間の密着不良による遊びに起因する目釘折れ、茎折れ、刀身折損。

エ その他

(ア) 製品としての欠陥によるもの（不良品）

(イ) 用途を誤って使用した場合（装飾品、置物用等）

居合道の普及発展に模擬刀が果たした役割は非常に大なるものと考えられます。

昭和の終りから平成初期頃迄は居合使用に対する技術的対応が経験不足により遅れ気味であり、この時期流通した製品に多くの事故が見られた。また、現在用途を誤って使用する例は外国等でごくまれに見られるに止り、日常または定期的な点検を実施することにより事故防止は容易であると考えられる。

(3) 安全に使用するための取扱い

ア 入手にあたって

(ア) 刀身の長さ、重量、反りは適正か

- (イ) 横振れの無い手元のバランスの良いもの
- (ウ) 茎の仕上げが良好であり、柄木と良く密着しているか
- (エ) 刃区棟区の切込仕上げ状況が良好か
- (オ) 鑿、切羽、銼（はばき）等の茎孔は適正か、「ガタ」が無いこと
- (カ) 目釘孔の位置が適正であること

茎と刀身の折損について

一般的な真剣の茎（かき通し）

刀身の鍛錬と柄部分の装着が確実ならば折損することはありません。

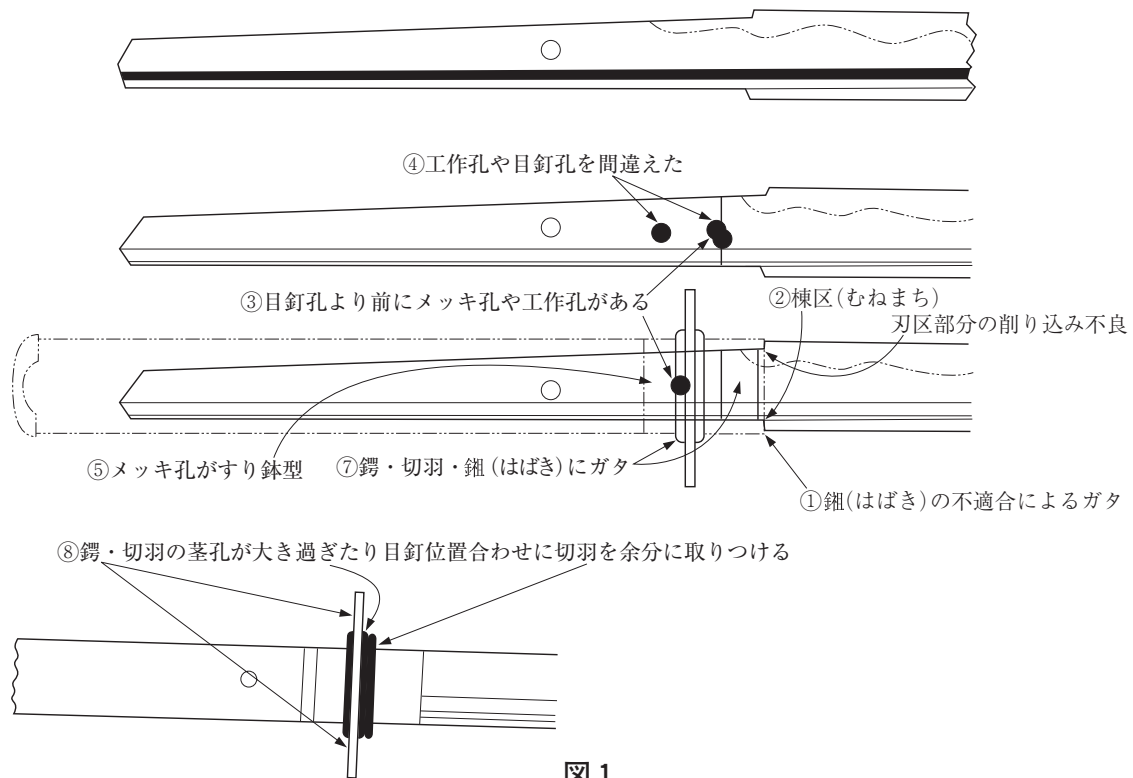


図1

(通常、鑿元より指3本、約4.5～5.5cmとされる)

- (キ) メッキ孔及び削孔の誤りによる孔等が目釘孔より鑿元側でないこと

イ 茎及び刀身の折損（図1 参照）

(ア) 茎の折損

目釘孔の位置は刀身の反りの深さにより異なるが、通常鑿元から指3本（深いもので4本）とされ、これは刀身を目釘により固定するのみならず刀身の振動を吸収させる意味があり、折損には大きくかかわりのあることとされる。

- a 工作時の誤りにより複数の孔がある場合、また工作用の孔等が目釘側より鑿側にある場合
- b 柄木と茎の間に遊びがあり、スペース調整をしている場合、調整材が移動を生じ接触面にゆるみが出た場合

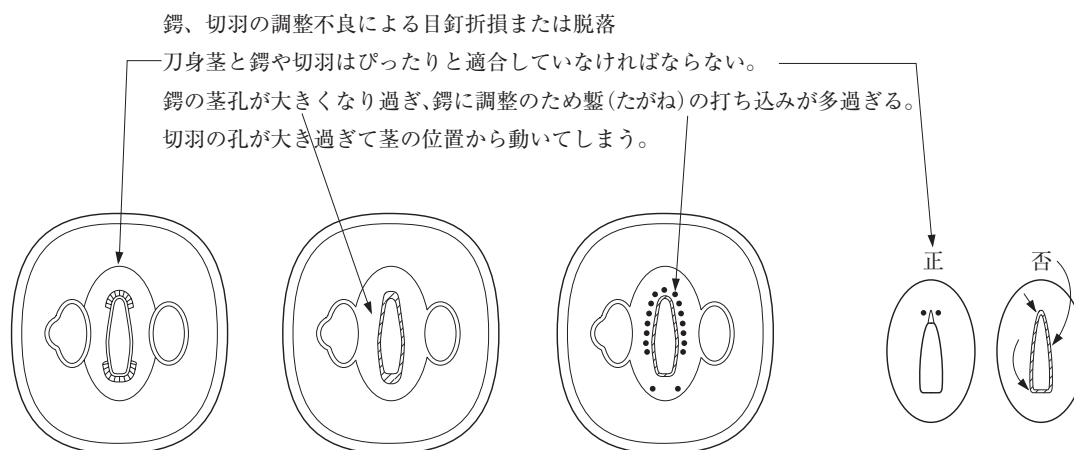


図 2

- c 組付不良により柄内部で茎が動く場合、また鑿や鉋(はばき)、切羽、刃区棟区の密着不良により局部的に強い衝撃力が加わった場合
- d 茎の目釘孔が柄木より大きい場合
(柄を新しく作った場合等は要注意)

(イ) 刀身の折損

- a 組付不良及び加工不良により刀身(刃区棟区)と鉋(はばき)の密着不良及び鑿等の茎孔に隙間がある場合(図 2 参照)、特に刃区棟区の切込部分に削り過ぎ、切り込み過ぎがある場合この部分に集中して強い力が加わる。また長期使用により金属疲労が発生、亀裂が生じた場合折損に継がる。
(折損事故の大方はこの部分からとされる。)
- b 居合組太刀、剣道形等により直接刀身に力を加えた場合その部分で刀身は折れる。(または亀裂や損傷が発生)

4. 模擬刀使用における危害予防(模擬刀使用マニュアル)

(1) 点検の方法

ア 外観目視点検

- (ア) 居合または剣道形用として造られた製品か

(イ) 柄（柄巻、小物、柄木）、目釘、錨、鋸（はばき）、の装着状況確認
（特に目釘脱落注意）

(ウ) 鞘、各部の割れ、損耗、亀裂の有無

(エ) 刀身の曲り、損傷、亀裂等

イ 内部分解点検（図3参照）

(ア) 柄の状況について

・柄木各部、目釘孔、鮫皮、柄巻、頭、縁金、目釘

（特に目釘は損耗状況を確認、早めに交換する）

・各部の装着状況、及び損耗について

(イ) 刀身の状況について

(茎)

・仕上げが均一であるか

・鑿（やすり）等により加工し滑らかであるか

・柄にしっかりと密着しているか

・目釘孔は適正な位置にあるか

（正規のもの以外に錨側に複数あるものは不可）

(刃区、棟区)

・刀身の加工状況は良いか

・切込状況の確認

（深すぎないか、仕上げ角度は適正か、金属疲労による亀裂はないか）

(刀身)

・均一に滑らかに仕上げられているか

・曲り、亀裂はないか

・その他打傷等、損傷はないか

(錨、切羽、柄木)

・茎孔の大きさは適正か

・茎と柄木の嵌め合い状況は良いか

(鞘)

・内部、鯉口に損耗はないか（図4参照）

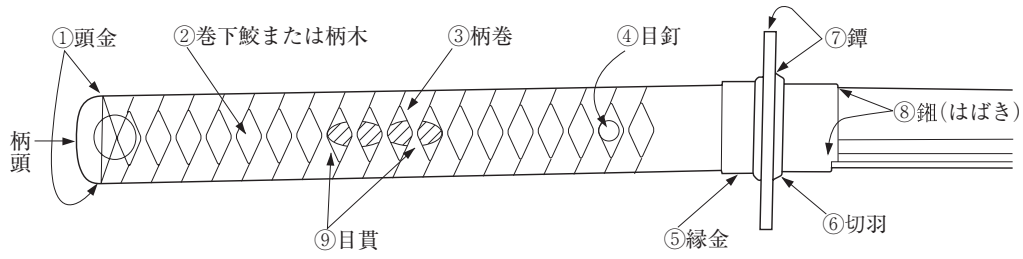
・鞘内部に削れ、割れ等はないか

(2) 刀身の組込

組込の良否は刀身折損、目釘折れ、脱落の原因となる。

模擬刀は材質が主として亜鉛合金であるため、強度的には真剣に比べ非常に弱く、より正確に各部が一体となる様に、隙間や緩みの無い様に組み込む必要

・番号の一部分がしっかりと正しい位置に固定されていることを確認します。



・真剣の柄・鐔・切羽・刀身の組み込み

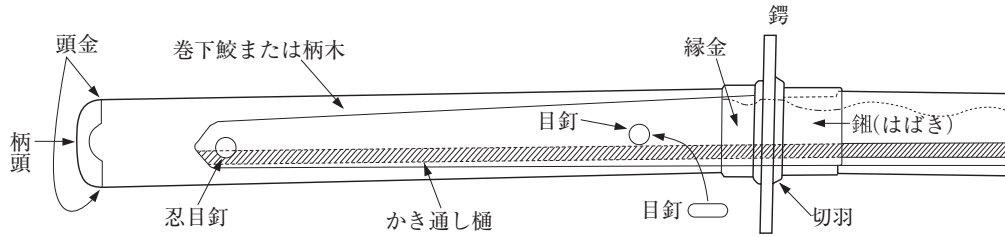
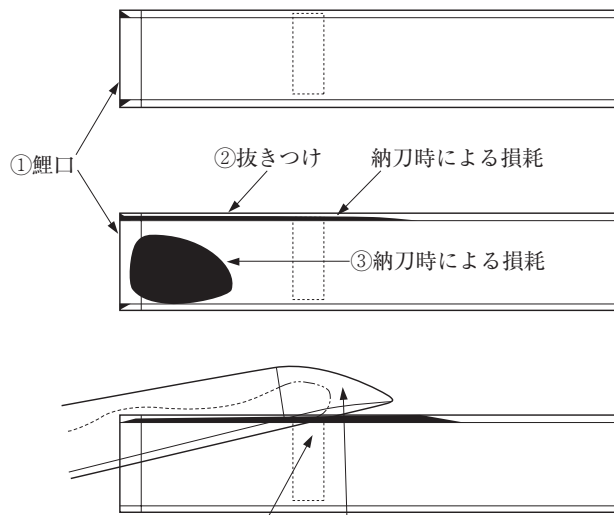


図 3

鞘の割れ損耗、打ち抜き、突き抜き等

鞘は刀身の出し入れ（抜きつけ・切りつけ・納刀）により長い間には鯉口付近が損耗してきます。



④ 鯉口が弱い（水牛や鞘木のままで損耗した）ので鞘割れを押え切れず切っ先が鞘口を抜けて抜きつけ時飛出し、納刀時突き抜く、極めて危険です。

図 4

がある。特に目釘の脱落、せん断の原因にもなる場合もあり注意を要する。

最近この様な観点から、業者により各部を調整材を使い密着組込をした一般的には分解しにくい物が出回っている。

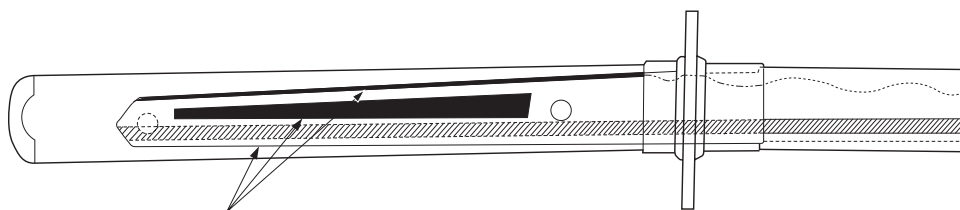
居合における模擬刀は、その使用状況、並びに使用頻度からしても、使用者自身が分解、安全点検、組込、という一連の作業を自分で随時行い、危害予防につとめなければならない。

通常、仕上げの良い製品は各部に無駄な隙間もなく安全な組込が出来るが、多少高価となる傾向がある。

ア 使用備品、小物類について

- ・ 鏝、切羽、鉋（はばき）、の茎孔は茎と空隙が極力少ない物を選ぶ。
- ・ 鏝は鑿（たがね）または金属により隙間調整をする。（図2参照）
- ・ 柄木と茎との間隙調整は竹または柄木と同種の調整材を使用する。

（図5参照）



この部分に補強用の補助用品が詰め込まれています。

図5

イ 目釘孔合わせ（図6参照）

- ・ 組付における最終的締付を適正とするために、柄木が目釘孔に対し茎の目釘孔は柄頭方向に多少見える様にする。
- ・ 両方の孔径は当然等しく、目釘は孔径に対してきつい嵌合とする。

ウ 目釘について

- ・ 目の良くつんだ古竹（真竹）が一般的であり最も適している。
- ・ 材質は、真竹、金属、水牛、梅の木等。

エ 目釘の挿入

- ・ 竹表面側（表）を柄頭方向とし、目釘は柄木巾よりやや長くする。

(3) 点検周期について

ア 外観目視点検

使用する都度実施（使用の前後）

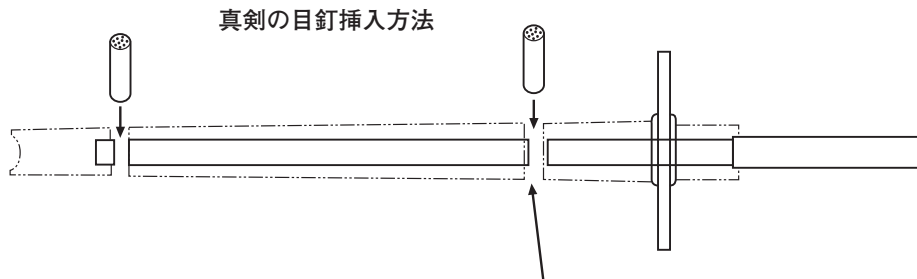
イ 分解による内部点検（細部）

（ア）床その他を強打した場合－即刻実施－

(イ) 組太刀、形等を演武した場合（含稽古）

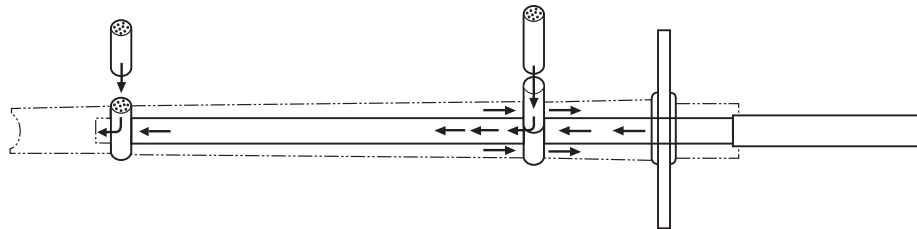
－その都度実施－

(ウ) 通常の稽古－その都度実施－



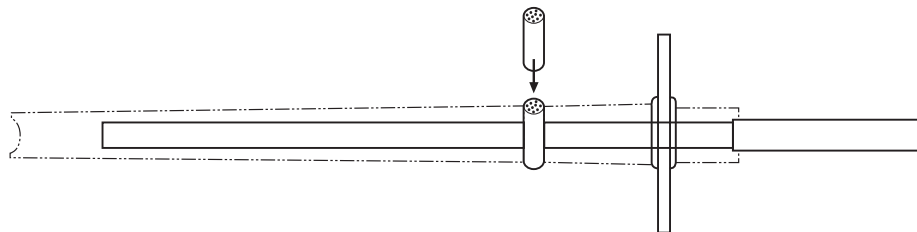
柄木目釘孔位置から刀身茎目釘孔位置が少し後ろが前方に出ている。

目釘の挿入により刀身は後ろ（柄頭方向）に引きつけられ鑿や切羽を柄に固定する。



居合刀の目釘挿入方法

一般的に柄、切羽、鑿、刀身等を組み込んでから柄の上より茎ごと孔を通し目釘を挿入する。



目釘の種類

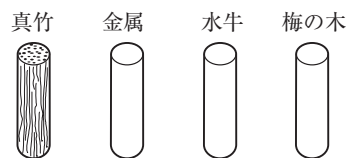


図 6

(エ) 年に1～2回は定期点検をする（または業者に依頼する）

また、寒冷地での使用は常温より折損し易く注意を要す。

—— 制作に関係した人々 ——

平成13・14年度 居合道委員会

委員長 児 嶋 克
委員 池 田 晃 雄 上 野 貞 紀
 河 村 好 雄 岸 本 千 尋
 武 田 清 房 藤 田 文 三
幹 事 小 倉 昇

(五十音順)

平成21・22年度 居合道委員会

委員長 岸 本 千 尋
委員 小 倉 昇 河 口 俊 彦
 武 田 清 房 安 永 毅
 山 崎 誉 山 崎 正 博
幹 事 村 主 乙 彦

(五十音順)

居合道における日本刀及び模擬刀の取扱要領

平成15年6月30日 第1版 第1刷 発行
平成15年10月7日 第2刷 発行
平成23年4月1日 第2版 第1刷 発行

発 行 者 全日本剣道連盟

九段事務所 〒102-0074
東京都千代田区九段南2-3-14
靖国九段南ビル2階
電話 03-3234-6271(代表) FAX 03-3234-6007

北の丸事務所 〒102-0091
東京都千代田区北の丸公園2-3
日本武道館内
電話 03-3211-5804(代表) FAX 03-3211-5807

印刷・製本 株式会社ドットケイズ

